

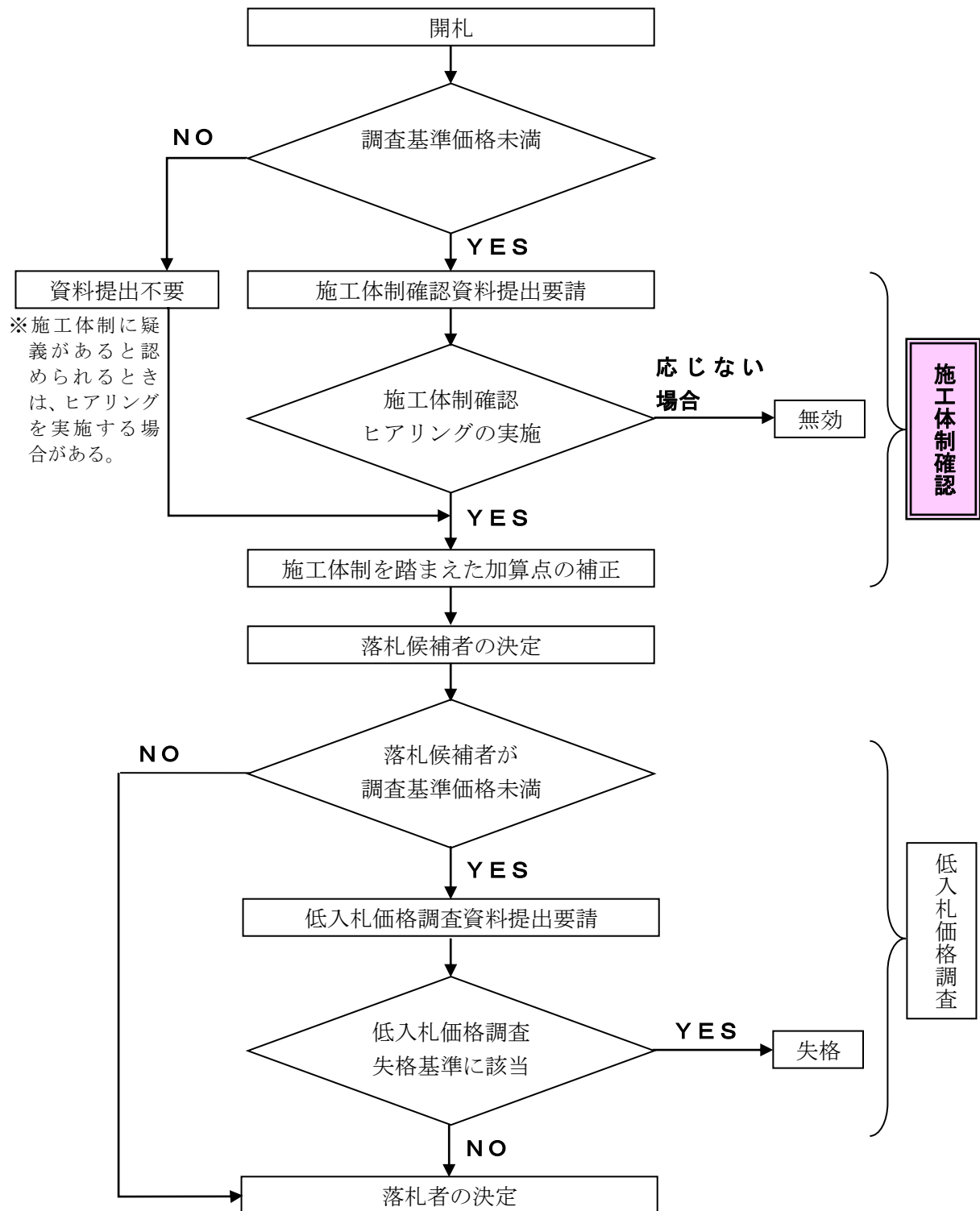
**施工体制確認型総合評価落札方式
試行ガイドライン**

令和7年3月

岩手県出納局

このガイドラインは、県営建設工事において施工体制確認型総合評価落札方式を試行するにあたり、施工体制確認型総合評価落札方式試行要領（平成 24 年 3 月 26 日付け総務第 309 号）に基づき必要な運用を定めるものである。

1 手続きフロー



2 対象工事

WTO対象工事※のうち、工事所管課等の長が必要と認めた工事とする。

※WTO対象基準額：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額

3 総合評価の方法

(1) 算定方式

算定方式は除算方式とし、以下により行う。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

なお、評価値、各点数及び入札価格の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・評価値：小数点以下第4位を切り捨てて算定する。
- ・標準点、加算点及び施工体制評価点：小数点以下第2位を切り捨てて算定する（補正後加算点も同様）。
- ・入札価格：十億円単位とし小数点以下の切捨てはしない。

（例：入札価格 123,456,789 円の場合⇒0.123456789 とする。）

(2) 標準点

入札公告に記載された競争参加資格を有すると認められる者には、標準点 100 点を付与する。

(3) 加算点

加算点は、40 点又は 20 点とし、工事所管課等の長が工事の技術的難易度等を考慮して決定する。技術提案の評価は、競争参加資格がある者を対象に相対評価の方法により行うものとする。

① 40 点の場合の評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
選択項目 ア 総合的なコスト削減 イ 工事目的物の性能及び機能の向上 ウ 社会的要請への対応	①（個別の提案課題：入札公告による）	提案項目数は5項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	3.0
			提案がやや優れている	1.5
			提案が適切である	0.7
			提案が不適切である	0.0
		評価点を合算する（最大 3.0×5 項目）		最大 15.0
	最高点者加算		1.0	
	小計（a）		16.0	
	②発注者が指定した上記課題以外の選択項目に資する技術提案について	提案項目数は2項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	2.0
提案が適切である			1.0	
提案が不適切である			0.0	
評価点を合算する（最大 2.0×2 項目）		最大 4.0		
小計（b）		4.0		
評価点合計	{(a) + (b)} × 2		40.0	

【留意事項】

- 1) 以下の場合、評価点合計を 0 点とする。
 - ・ 提案枚数（A 4 判 2 枚）を超過
 - ・ 記入文字の大きさが 10 ポイント未満
 - ・ 技術提案書に付随する参考資料を添付
- 2) 様式で示している欄に対する行の高さ・列の幅の変更及び余白幅の変更は、適宜行って構わない。
- 3) 技術提案の個別提案課題は、発注者が以下の技術提案項目から選択し、工事内容を考慮のうえ設定する。
 - ア 総合的なコスト削減・・・ライフサイクルコスト及びその他コストに関し、発注者が指定した課題に対する技術提案内容

- イ 工事目的物の性能及び機能の向上・・・工事目的物の性能及び機能に関し、発注者が指定した課題に対する技術提案内容
- ウ 社会的要請への対応・・・社会的要請への対応に関し、発注者が指定した課題に対する技術提案

なお、発注者が選択した技術提案項目及び個別提案課題は、入札公告により確認のこと。

- 4) 提案項目数は、発注者が指定した課題については5項目まで、発注者が指定した課題以外の選択項目に資する技術提案については2項目までとし、これを超える項目数を提案した場合は、記載順に所定の項目数までを評価対象とし、これ以降の提案は評価対象外とする。
- 5) 技術提案書には、提案項目ごとに達成目標（効果）、達成目標に対する手法（やり方）及び手法に対する根拠（裏付け）を記載すること。
- 6) 最高点者加算（1.0点）については、発注者が指定した課題の提案項目ごとの評価点の合計が最高の者に加算するものとし、最高点者が複数の場合はそれらに1.0点ずつ加算するものとする。なお、評価対象者数が1者のみの場合又は評価点の合計が全者0点の場合は加算しないものとする。

② 20点の場合の評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
施工管理	品質等を高めるための技術提案（個別の提案課題：入札公告による）	提案項目数は3項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	3.0
			提案がやや優れている	1.5
			提案が適切である	0.7
			提案が不適切である	0.0
		評価点を合算する（最大3.0×3項目）	最大9.0	
最高点者加算	1.0			
	小計（a）	10.0		
評価点合計	(a) × 2		20.0	

【留意事項】

- 1) 以下の場合、評価点合計を0点とする。
 - ・ 提案枚数（A4判1枚）を超過
 - ・ 記入文字の大きさが10ポイント未満
 - ・ 技術提案書に付随する参考資料を添付
- 2) 様式で示している欄に対する行の高さ・列の幅の変更及び余白幅の変更は、適宜行って構わない。
- 3) 技術提案の個別提案課題は、発注者が工事内容を考慮のうえ設定する。
なお、発注者が設定した個別提案課題は、入札公告により確認のこと。
- 4) 提案項目数は3項目までとし、これを超える項目数を提案した場合は、記載順に所定の項目数までを評価対象とし、これ以降の提案は評価対象外とする。
- 5) 技術提案書には、提案項目ごとに達成目標（効果）、達成目標に対する手法（やり方）及び手法に対する根拠（裏付け）を記載すること。
- 6) 最高点者加算（1.0点）については、提案項目ごとの評価点の合計が最高の者に加算するものとし、最高点者が複数の場合はそれらに1.0点ずつ加算するものとする。なお、評価対象者数が1者のみの場合又は評価点の合計が全者0点の場合は加算しないものとする。

③ 評価方法

評価方法は、総合評価落札方式競争入札実施要領（平成23年6月29日付け総務第65号）

及び総合評価落札方式競争入札技術評価基準で規定している、技術提案評価項目B及び技術提案評価項目Cの評価方法の例によるものとする。

(4) 施工体制評価点

① 品質確保の実効性の評価基準

15点／5点／0点の3段階で評価する。

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
その他	0点

② 施工体制確保の確実性の評価基準

15点／5点／0点の3段階で評価する。

工事の品質確保のための適切な施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
その他	0点

③ 評価方法

- 1) 調査基準価格以上の価格で入札した者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、工事費内訳書等により審査し十分な体制が確保できることに関し疑義がない場合には満点を付与する。
- 2) 調査基準価格を下回る価格で入札した者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じた施工体制評価点を付与する。さらに、調査基準価格を下回る価格で入札した者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて合計した価格をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を付与するものとする。
- 3) 予定価格超過の者については、評価を実施しない。

4 施工体制確認ヒアリングの方法

(1) 調査基準価格以上の価格で入札した者

工事費内訳書による審査の結果、十分な体制が確保できることに関し疑義があった場合に限り、ヒアリング（原則として電話等によるものとする。）による審査を行う。

施工体制確保に関する疑義の判定は、調査基準価格以上の価格で入札した者のうち、施工体制評価点を満点と仮定したときの評価値が最も高い者のみを対象とする。ただし、判定対象者が施工体制確保に疑義があると認められる場合は次順位の者も判定対象に加えるものとする。

(2) 調査基準価格を下回る価格で入札した者

① 調査資料

入札時に提出される工事費内訳書のほか、開札後速やかに、調査基準価格を下回る価格で入札した者に対して追加資料の提出を求めるものとする。追加資料の提出期限は、提出すべき旨の連絡をした日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内とし、提出すべき旨の連絡をする期日（原則として開札日の翌日（休日を除く。）午後5時までとする。）及び提出期限の期日は入札説明書に明示するものとする。

なお、一度提出した追加資料の修正及び再提出は認めないものとする。また、提出期限を過ぎた追加資料は受け付けないものとする。

追加資料は、下表のうち施工体制確認の欄に○を付した様式とする。

様式番号	名称	施工体制 確認	低入札 価格調査
様式第1号	理由書		◎
任意様式	地理的条件	○	◎
様式第2号	配置予定技術者名簿	○	◎
様式第①号	下請予定業者等一覧表	○	
様式第3号	施工体制台帳	○	◎
様式第4号	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図		◎
様式第5号	手持ち工事の状況		◎
様式第6号	手持ち資材の状況		◎
様式第7号	資材購入予定一覧	○	◎
様式第8号	手持ち建設機材の状況		◎
様式第9号	建設機材借上げ予定一覧	○	◎
様式第10号	労務職員の月別配置計画	○	◎
様式第11号	職種ごとの労務単価	○	◎
様式第12号	下請予定一覧		◎
様式第13号	過去に施工した工事一覧		◎
様式第14号	建設副産物の搬出予定状況	○	◎
様式第②号	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	
様式第15号	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	○	◎
様式第16号	品質確保体制（品質管理計画書）	○	◎
様式第17号	品質確保体制（出来形管理計画書）	○	◎
様式第18号	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	○	◎
様式第19号	安全衛生管理体制（点検計画）	○	◎
任意様式	安全管理経費の内訳書		◎
任意様式	各経費の内訳書	○	◎

凡例 ◎：様式及び添付資料を提出、○：様式のみ提出

※様式第1～19号及び任意様式は低入札価格調査制度において規定している様式

② ヒアリング

ヒアリングは対面により行うものとする。調査対象者の出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせて最大で3名とする。複数の配置予定技術者を申請した場合には、当該工事に確実に配置できる配置技術者1名を含めるものとする。

ヒアリングの実施日は、追加資料提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内

を基本とする。

なお、施工体制評価点を満点と仮定したときの評価値が、調査基準価格以上の価格で入札したいずれかの者の評価値を下回る場合は、その者のヒアリングは省略するものとする。

③ 確認内容

1) 各費用項目の確認

ア 各費用項目共通

- ・施工体制台帳（様式第3号）
施工体制が適切であること。

2) 直接工事費

ア 資材費（発注者の積算総額で概ね100万円以上の資材を調査対象とする。）

- ・資材購入予定一覧（様式第7号）

(ア)他社から購入を予定している場合

- a 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。
- b 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(イ)自社製品の活用を予定している場合

- a 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
- b 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

イ 機械経費

- ・建設機材借上げ予定一覧（様式第9号）

(ア)他社からリースを予定している場合

- a 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。
- b 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(イ)自社の機械リース部門からリースを予定している場合

- a 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。
- b 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 労務費

- ・労務職員の月別配置計画（様式第10号）、職種ごとの労務単価（様式第11号）
労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(ア)自社労務者を充てる場合

- a 記載された者が自社社員であること。
- b 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

- c 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

(イ) 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

- a 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- b 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 共通仮設費

・地理的条件（任意様式）

- a 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。
- b 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

オ 現場管理費

(ア) 配置予定技術者名簿（様式第2号）

配置予定の主任技術者又は監理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

- a 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること
- b 自社社員であり、かつ、入札参加資格記載の雇用関係にある者であること。
- c それぞれに必要な資格を有すること。

(イ) 地理的条件（任意様式）

上記エ共通仮設費と同じ。

3) 施工体制の確認

ア 品質確保体制

(ア) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第15号）

- a 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- b 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- c 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあつては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- d 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(イ) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第16号）

- a 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

- b 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 - c 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。
- (ウ) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第17号）
- a 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
 - b 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

イ 安全確保体制

- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画）（様式第18号、第19号）
 - a 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
 - b 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 - c 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 - d 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

ウ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制

- ・建設副産物の搬出予定状況（様式第14号）、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第②号）
 - a 記載された搬出計画や建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。
 - b 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 - c 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ その他施工体制全般

- ・下請予定業者等一覧表（様式第①号）
 - a 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。
 - b 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費

及びその他費用)ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(3) 無効の取扱い

施工体制確認のための追加資料の提出がない場合(求めている様式の一部を提出しない場合を含む)、又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反したものとし、その者の入札を無効とする。

また、追加資料を提出しない旨の申し出が書面(別添1)によりあった場合は、その者の入札を無効とする。

(4) 低入札価格調査における取扱い

(3)により無効とされた者については、低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出は求めないものとする。

低入札価格調査における提出資料及び説明内容が施工体制確認の際のものとは異なる場合は、失格基準に該当するものとして取り扱う。

5 開札後の入札参加資格の確認

調査基準価格以上の価格で入札した者のうち評価値が最も高い者及び調査基準価格を下回る価格で入札した者に対しては、開札後の入札参加資格の確認を行うものとし、入札参加資格確認書類の提出期限は4(2)①の追加資料の提出期限と同じとする。

6 低入札価格調査審査会の審査

4の施工体制確認ヒアリングの結果については、低入札価格調査審査会の審査に付すものとする。

7 施工体制を踏まえた加算点の補正

加算点は開札後に再計算を行うものとし、施工体制確認前の加算点に施工体制評価点の得点割合を乗じて加算点を補正する。

$$\begin{aligned} \text{補正後の加算点} &= \text{補正前の加算点} \times \text{施工体制評価点の得点割合} (\alpha) \\ \alpha &= \text{施工体制評価点の獲得点数} \div \text{施工体制評価点の満点} (30 \text{点}) \end{aligned}$$

8 くじの取扱い

評価値が最も高い者が複数いるときは、くじにより入札参加資格を確認する順位、低入札価格調査対象者の順位又は落札者を決定する。ただし、この場合において、技術評価点が同一で入札価格が異なるときは、入札価格が低い者を上位又は落札者と決定するものとする。

9 評価結果の公表

施工体制確認型総合評価落札方式を実施したときは、落札決定後、「入札調書」(別添2)により、入札参加者ごとの技術評価点、入札価格及び評価値を公表するとともに、「施工体制確認型総合評価落札方式の具体的な評価基準」(別添3-1、3-2)により、加算点に関する評価基準を公表するものとする。

10 特定共同企業体の入札書を提出する前の入札参加資格の確認に関する特例の取扱い

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 22 日付け総務第 318 号）第 9 に基づき入札参加申請を再度行うことを認める場合であっても、加算点に係る技術提案の再提出期限については入札書を提出する前の入札参加資格確認結果通知の日までとする。

11 技術評価点に関する問い合わせ、苦情への対応

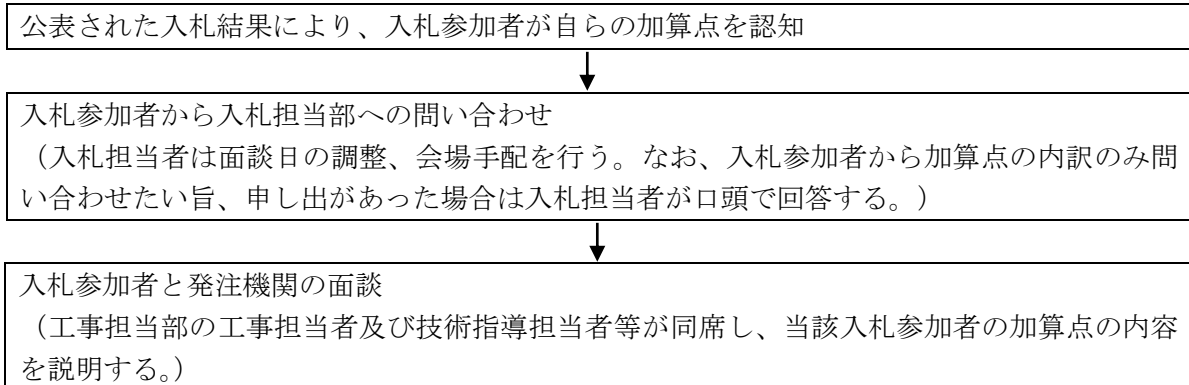
(1) 加算点の詳細な問い合わせ

入札参加者から自らの加算点について説明を求められた場合には、工事担当部の工事担当者及び技術指導担当者等が同席のうえ説明すること。ただし、施工体制評価点については、説明の対象としないこと。なお、入札担当者が工事担当部に同席を求められた場合は、必要に応じて同席するものとする。

問い合わせの期限は、落札決定日の翌日を起算日として 14 日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない）とする。それ以降の問い合わせには応じないものとする。

なお、上記説明は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年岩手県告示第 215 号）に基づく「苦情の申立て」とは別に設けるものである。

事務処理フロー



(2) 苦情の申立て

苦情の申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続に基づき、手続を行うものとする。